

広島県警察本部告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の14第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月5日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日 （委託期間）
公益社団法人 広島県防犯連 合会	広島市中区八丁堀 12番15号	令和8年 6月12日	風俗営業所等管理者講習に係る講習手数料	令和8年6月12日 (令和8年6月12日～ 令和9年3月31日)